

医療情報取得加算について

当院では、令和6年12月1日から厚生労働省により定められた診療報酬制度に従い、マイナ保険証の利用の有無にかかわらず、下記『医療情報取得加算』を算定いたします。

新点数（令和6年12月～）

※初診時（月に1回限り）	医療情報取得加算	1点
※再診時（3月に1回に限り算定）	医療情報取得加算	1点

1. マイナンバーカードによる保険証の確認およびオンライン資格確認を行う体制を有しています。
2. 受診した際に、マイナンバーカードによる保険証の確認とともに薬剤情報や特定健診情報、その他必要な情報の取得に同意いただいた方に対しては、その情報を活用し診察を行います。
3. マイナ保険証等の利用を通じて診療情報を取得・活用することにより、室の高い医療の提供に努めています。
4. 正確な情報を取得・活用する為、マイナ保険証の利用にご協力をお願い致します。

来院される患者さんへのお願い

公費負担受給者証については、マイナンバーカードで確認できませんので必ず原本をお持ちください。